

令和元年度 音更町上下水道事業経営審議会議案

と き 令和元年11月18日(月) 午前10時00分
ところ 音更町役場庁舎4階特別会議室

会議次第

1. 会長あいさつ

2. 町長あいさつ

3. 議事

(1) 諮問第1号 簡易水道事業の料金改定について

(2) その他

諮問第1号 簡易水道料金の改定について

1 改定の理由

現行の簡易水道事業の料金は、用途別料金体系を採用しているが、既に水道事業で採用している口径別料金体系に合わせようとするものである。

2 諮問の額

● 現行

(1) 基本料金及び超過料金 (消費税込み)

用途別	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)
	基本水量	料金	
一般用	5立方メートルまで	1,194円	251円
営業用	20立方メートルまで	6,270円	264円
大口営業用	100立方メートルまで	28,842円	264円
団体用	30立方メートルまで	10,956円	290円

(2) 従量料金 (消費税込み)

用途別	使用水量1立方メートルにつき
学校用	211円
営農用	130円
臨時用	858円

● 改定案

(1) 基本料金及び超過料金 (営農使用又は臨時使用以外) (消費税込み)

メーターの口径	基本水量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	5立方メートルまで	1,194円	251円
20ミリメートル			
25ミリメートル			
40ミリメートル	10立方メートルまで	2,514円	257円
50ミリメートル			
75ミリメートル	100立方メートルまで	25,667円	262円
100ミリメートル			
150ミリメートル			

(2) 基本料金及び超過料金 (営農使用) (消費税込み)

メーターの口径等	基本水量	基本料金 (1月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
13ミリメートル	5立方メートルまで	1,194円	130円
20ミリメートル			
25ミリメートル			
共同防除栓	10立方メートルまで	2,514円	
40ミリメートル			
50ミリメートル			

(3) 従量料金 (消費税込み)

区分	使用水量1立方メートルにつき
臨時使用	858円

【用語の定義】

- ・ 共同防除栓とは、農業用 (生活用水を除く。) に共同して使用する給水施設をいう。
- ・ 臨時使用とは、工事その他の理由により一時的に水道を使用することをいう。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 経過措置

施行日前から継続して使用している簡易水道料金のうち、施行日から令和2年10月31日までの間に初めて支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。